

第4章 医療費目標の設定

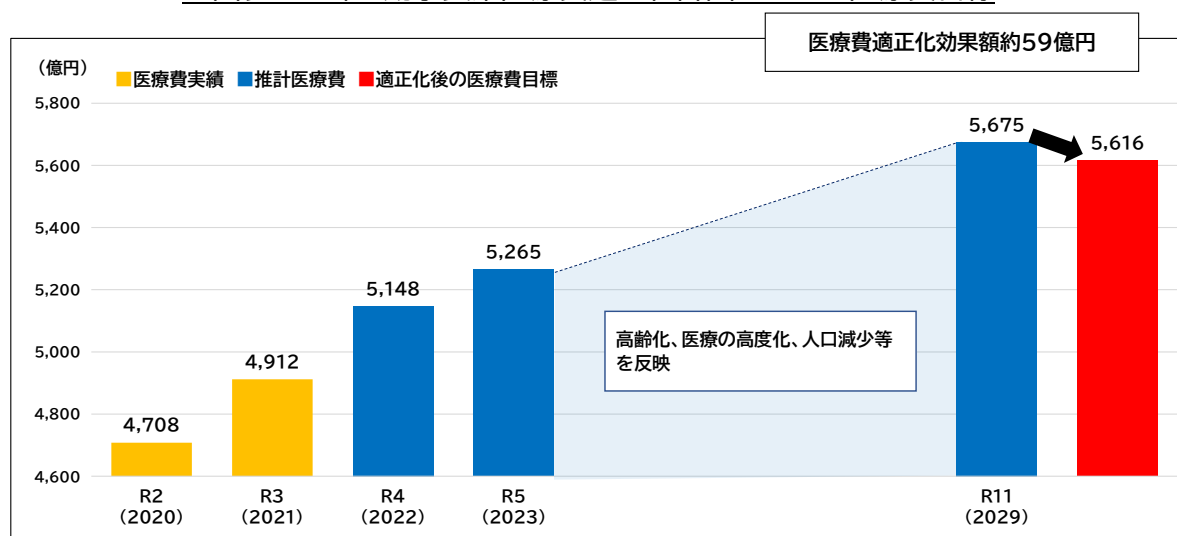
第4期計画においては、第1章で述べた趣旨に沿って、法第9条第2項第2号に基づき、医療の効率的な提供の推進に関し、本県において達成すべき目標として、医療費目標を設定します。その際、第3期計画と同様、令和6年度から令和11年度までの期間を対象とする「第2期奈良県国民健康保険運営方針」と調和を図り、当該方針において定めた国保の医療費及び財政の見通しと整合のとれた医療費目標とします。

1 医療費目標

令和11年度の奈良県の医療費目標 5,616億円

- ・第3期計画の医療費目標は4,813億円
- ・令和5年度県民医療費見込(5,265億円)に比べ、+351億円

■図表21 第4期奈良県医療費適正化計画における医療費目標



出典：R2・R3…厚生労働省「国民医療費」、R4・R5…厚生労働省「医療費の動向調査」をもとに県が作成、R11(推計医療費・医療費目標)…厚生労働省「都道府県医療費の将来推計ツール」

■図表22 第4期奈良県医療費適正化計画における医療費適正化効果額の内訳

| 施策 | 効果額 |
|--------------------|--------|
| 後発医薬品及びバイオ後続品の使用促進 | 43.5億円 |
| 医薬品適正使用の促進 | 11.9億円 |
| 特定健診・特定保健指導等 | 4.0億円 |
| 合計 | 約59億円 |

出典：厚生労働省「都道府県医療費の将来推計ツール」

■ 図表23 第3期奈良県医療費適正化計画における国推計ツールの医療費推計と医療費実績

| | H29 | R5 | 増加額 |
|----------------|---------|---------|--------|
| 国推計ツールによる医療費推計 | 4,498億円 | 5,245億円 | +747億円 |
| 医療費実績 | 4,745億円 | 5,265億円 | +520億円 |
| 奈良県の医療費目標 | — | 4,813億円 | — |

※R5医療費実績は、R4医療費見込にR5概算医療費(4～9月)の対前年同期間比をかけて算出した見込
 出典：厚生労働省「都道府県医療費の将来推計ツール」、奈良県「第3期奈良県医療費適正化計画」、
 厚生労働省「国民医療費」、厚生労働省「医療費の動向調査」をもとに県が作成

2 目標設定の考え方

第3期計画では、国において、「経済財政運営と改革の基本方針2015」(平成27年6月30日閣議決定)で「社会保障関係費の伸びを、高齢化による増加分と消費税率引上げとあわせ行う充実等に相当する水準におさめることを目指す」とした方針が定められたことを踏まえ、都道府県医療費適正化計画の策定に当たり厚生労働省から提供された「都道府県医療費の将来推計ツール」(以下「国推計ツール」という。)による「計画期間における医療に要する費用の見通し」を採用せず、一人当たり医療費の伸びが高齢化の範囲内となるよう設定しました。

第3期計画期間中の実績を見ると、最終年度である令和5年度の県民医療費は、概算医療費の実績をもとに試算すると5,265億円と見込まれ、期間中の増加額は520億円と見込まれます。(図表23)これは、医療費の水準としては目標額の4,813億円を超過しているものの、期間中の増加額としては国推計ツールによる747億円を大きく下回る水準となっています。

その要因としては、国推計ツールが単なる「計画期間における医療費の見込み」として示されているのに対し、本県の医療費目標は、県民負担の増加を抑えるための『目標』として、抑制的な水準で設定し、その達成に向け、行政、保険者、医療関係者が、保険者協議会で議論、PDCAを行いつつ一丸となって取り組んだ結果、成果を得られたものと認められます。

第4期計画においても、前述のとおり第2期奈良県国民健康保険運営方針に掲げる「県民負担の増加抑制の最大化」と整合性の取れた医療費目標を設定し、その達成に向けて取り組むことが求められます。

第4期計画期間中の医療費に関しては、高齢化や地域医療構想に基づく病床再編による影響について国から提供される基礎数値や、第5章に掲げる第4期計画の各取組の効果として試算される約59億円(図表22)を踏まえ、推計すると5,616億円となり、第3期計画最終年度からの医療費増加額は、351億円となります。

第3期計画における各取組の実績は、第5章に掲げるとおり多くが道半ばにあり、また、後発医薬品の供給不足等、医療費適正化の取組を取り巻く環境は厳しさを増していますが、それを乗り越えて目指すこの水準は、第3期計画期間中の増加額の約3分の2に留めようとするものであり、県民負担の増加抑制のための目標として相応しいものと考えられます。

以上のことから、本計画における医療費目標は、上記の5,616億円と定めることとします。

令和 11 年度の医療費目標の達成に向け、今後、本計画に掲げる各般の医療費適正化の取組を進めていきますが、法においては、医療費目標をはじめ医療費適正化計画の目標達成を担保するための措置について規定されており、本県においては、県民負担の増加抑制を確実なものとするために法の規定に基づき適切に対応することとします。